

## JSG ニュースレター

### <Tax>

# 経済部が「産業創新条例」第10条の2 改正草案を予告

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

COVID-19 の影響でグローバルサプライチェーンの再構築が進むのに加え、米国、日本、韓国、欧州では、主要産業の発展を促進するため、巨額の奨励措置が次々と打ち出されています。グローバルサプライチェーンにおける台湾産業の地位を確固たるものにするため、経済部は、6月16日付で「[産業創新条例第10条の2草案](#)」を公表し、改正を予告しました。革新的技術の開発および先進的な製造プロセス設備の購入を奨励する内容となっており、2023年1月1日から施行される予定です。今般の改正草案のポイントは、以下のとおりです。

条文	改正ポイント
第10条の2 (新規追加)	<ul style="list-style-type: none"><li>以下の要件に合致する場合、当該年度に革新的な研究開発に対して投資した支出金額の25%を、当該年度の納付すべき営利事業所得税額から控除することができる。ただし、その控除金額は、当該年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。<ol style="list-style-type: none"><li>台湾国内で技術革新を行い、かつ、グローバルサプライチェーンにおいて重要な地位にある会社が、直近3年以内</li></ol></li></ul>

において環境保全、労働、食品安全衛生に係る法律に違反しておらず、かつ、重大な事件がない場合、かつ

2. 同一課税年度における研究開発費用、および研究開発費用が営業収入純額に占める割合が一定の規模に達しており、実効税率が15%以上の場合。

前項規定の投資控除の適用許可を申請する会社は、当該年度の全部の研究開発に係る支出について、本条例第10条（投資控除）および同第12条の1（知的財産権の譲渡または使用許諾に係る収益の控除）第一項およびその他の法律で、研究開発を奨励する目的で供される所得税優遇措置は適用できない。

- 革新的な研究開発にかかる投資控除を適用する会社は、当該年度に購入し、自社の先進的な製造プロセスに供する新品機器または設備が一定の規模に達している場合、支出金額の5%を、当該年度の納付すべき営利事業所得税額から控除することができる。ただし、その控除金額は、当該年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とする。

前項規定の投資控除の適用許可を申請する会社は、その当年度に購入した全部の機器および設備に係る支出について、本条例第10条の1に規定するスマートマシン、5G、サイバーセキュリティ製品またはサービスに係る投資控除およびその他の法律に規定する機器または設備投資に係る所得税優遇措置を適用することができない。

- 会社は同一年度に本条文第一項および第二項に規定する投資控除の適用許可を申請する場合、または本条例もしくはその他の法律に規定する投資控除を併用して適用する場合、当該年度の控除可能合計額は、当該年度の納付すべき営利事業所得税額の50%を上限とする。ただし、その他の法律の規定により、当該年度が控除できる最後の年度であり、かつ、控除金額に制限がない場合は、この限りではない。

- 実効税率とは、会社が当該年度に所得税法第71条第一項の規定に基づき計算した納付すべき税額から、台湾国外所得源泉国の税法規定に基づき納付した所得税の控除可能税額、中国大陸地区源泉所得のうち中国大陸地区および第三地区ですでに納付した所得税の控除可能税額、本条例およびその他の法律に規定する投資控除額を控除した後の残高が、その年間所得額に占める割合を指す。

- 本条文の投資控除に関連する事項は、中央主管機関が法的委任を受け、財政部とともに弁法により定めるものとする。

## 勤業衆信の見解

経済部が予告した「産業創新条例」第 10 条の 2 草案は、2023 年 1 月 1 日から施行される予定です。これは、「グローバルサプライチェーンで重要な地位にある」台湾の会社に対するもので、その研究開発および設備投資について、より充実した投資控除を供する奨励措置です。申請資格に合致する会社は、実効税率が 15%に達している必要がある点に留意するほか、会社の研究開発支出の中で、一部に「産業創新条例」第 10 条の 2 を適用する、または一部に同第 10 条の 1 もしくはその他の法律で研究開発の奨励を目的とした所得税優遇措置を適用することができない点に注意が必要です。これは、設備の購入支出についても同様です。ただし、年度の研究開発支出、設備の購入支出という区分では、それぞれの適用措置を選択することができます。申請資格に合致する会社は、利用できる租税優遇の機会を逃さぬよう、慎重に検討し、選択することが望まれます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



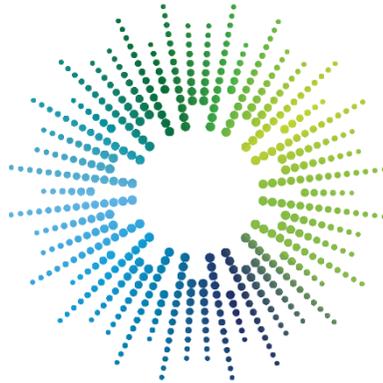
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についての責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2022 勤業衆信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### <Tax>

## 經濟部預告增訂

## 「產業創新條例」第 10 條之 2 草案

在COVID-19疫情下，全球供應鏈重組，加上美日韓歐陸續提出鉅額獎勵措施來推動重要產業發展，為鞏固我國產業全球供應鏈核心領導地位，經濟部於6月16日預告增訂「[產業創新條例第10條之2草案](#)」，鼓勵公司持續投入開發前瞻創新技術及購置先進製程設備，預定自2023年1月1日起施行。本次修正草案重點如下：

條文	重點內容
第10條之2 (新增)	<ul style="list-style-type: none"><li>符合以下要件者，得就當年度投資於前瞻創新研究發展支出金額25%，抵減當年度應納營利事業所得稅額，並以不超過其當年度應納營利事業所得稅額30%為限：<ol style="list-style-type: none"><li>於中華民國境內進行技術創新且居國際供應鏈關鍵地位之公司，其最近三年內無違反環境保護、勞工或食品安全衛生相關法律且情節重大情事；</li></ol>且</li></ul>

2. 在同一課稅年度內之研究發展費用與研究發展費用占營業收入淨額比率達一定規模，及**有效稅率未低於15%者**。

申請核准適用前項規定投資抵減之公司，其當年度全部研究發展支出，不得適用第10條（投資抵減）與第12條之1（讓與或授權智慧財產權收益之抵減）第1項及其他法律為鼓勵研究發展目的提供之所得稅優惠。

- 適用前瞻創新研究發展投資抵減之公司，其當年度購置自行供先進製程之全新機器或設備達一定規模者，得於支出金額的5%，抵減當年度應納營利事業所得稅額，並以不超過其當年度應納營利事業所得稅額30%為限。申請核准適用前項規定投資抵減之公司，其當年度全部購置機器及設備支出，不得適用第10條之1所定之智慧機械、第五代行動通訊系統或資通安全產品或服務投資抵減及其他法律規定機器或設備投資之所得稅優惠。
- 公司於同一年度申請核准適用本條文第1項及第2項規定之投資抵減，或與本條例或其他法律規定之投資抵減合併適用時，其當年度合計得抵減總額以不超過當年度應納營利事業所得稅額50%為限。但依其他法律規定當年度為最後抵減年度且抵減金額不受限制者，不在此限。
- 有效稅率指公司當年度依所得稅法第71條第1項規定計算之應納稅額，減除依境外所得來源國稅法規定繳納之所得稅可扣抵之稅額、大陸地區來源所得在大陸地區及第三地區已繳納之所得稅可扣抵之稅額、依本條例及其他法律規定之投資抵減稅額後之餘額，占其全年所得額之比率。
- 本條文之投資抵減相關事項，授權由中央主管機關會同財政部以辦法定之。

#### 勤業眾信觀點

經濟部預告的「產業創新條例」第10條之2草案，預定自2023年1月1日起施行，係針對「位居國際供應鏈關鍵地位」的台灣公司，提供其投資於研究發展與設備支出更優惠的投資抵減獎勵措施。符合申請資格的公司除應留意有效稅率應達15%之要件，提醒公司注意，公司研究發展支出不能部分申請適用「產業創新條例」第10條之2，部分申請適用「產業創新條例」第10條之1或其他法律為鼓勵研究發展目的提供之所得稅優惠，購置設備支出亦同，惟當年度研究發展支出、購置設備支出可分別選擇適用。符合申請資格公司應審慎評估選擇，以免錯失可享有的租稅優惠!



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 ( 統稱為 “Deloitte 組織” )。DTTL ( 也稱為 “Deloitte 全球” ) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )、其會員所或其相關實體的全球網絡 ( 統稱為 “Deloitte 組織” ) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 ( 明示或暗示 )。DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利